

# みなさまの保険情報

INSURANCE INFORMATION

## TOPIC

### 認知症患者を抱える家族が監督責任を問われる時代に?!

#### ～認知症の高齢者が起こした列車事故で家族に賠償命令!!～

2007年12月、愛知県大府市で当時91歳の認知症の男性が線路内に入り、列車にはねられるという死亡事故が発生しました。家族が目を離れた一瞬の間をついた、徘徊中に起きた事故でした。

これに対し、鉄道会社は在宅介護をしていた遺族に監督責任があると見て、列車の遅延による損害賠償720万円を請求。名古屋地方裁判所は昨年8月に「注意義務を怠った」として家族に全額賠償を命じました。



#### 家族を法定監督義務者として過失を認定!

要介護4だった父親の面倒をみるために長男家族は近くに転居するなど献身的に努めていましたが、判決では、長男を法定監督義務者等に準ずる者とした上で、「民間のホームヘルパーを依頼したりする

など、父親を在宅介護していく上で支障がないような対策を具体的にとることも考えられた」として、長男の過失を認定しました。また、父親から目を離れた母親にも過失による賠償責任を認めました。

#### 家族や地域で高齢者を見守るとともに、個人賠償責任に対する備えも!

超高齢社会を迎えた日本。今や65歳以上の高齢者人口は24%を超えています。2013年に公表された厚生労働省研究班の調査によると、高齢者の15%、85歳以上では40%以上の方が認知症を患っていると診断されています。そのうち在宅介護は半数を超えており、もはや認知症老人の在宅介護はごく身近な問題になっています。

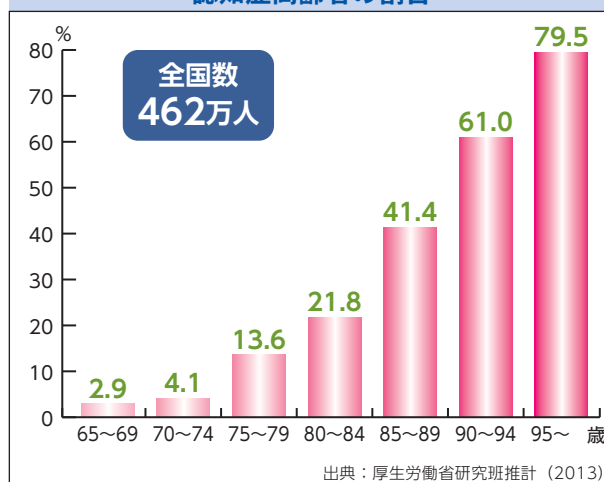
さらに、厚生労働省は平成25年度から、病院や施設中心の認知症ケアを、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるように在宅介護にシフトさせ



る内容の施策（オレンジプラン）をスタートさせています。

今回の判決に対

認知症高齢者の割合



し、遺族は控訴中であり、最終的な判断が下されたわけではありませんが、監督責任により損害賠償責任が問われる時代においては、家族や地域で高齢者を見守ることはもちろん、各々が個人賠償責任に対する保障を備えることが肝要です。